

初期消火器具整備補助事業

補助金交付の手引き

令和8年度版
消防局予防課

<目 次>

I	事業概要	P. 1
II	事務手続きについて	P. 5
1	通常申請時の事務手続きについて	P. 5
2	通常申請時の事務手続き詳細	P. 6
3	前金払い申請をする場合の事務手続きについて	P. 8
4	補助金の前金払いを希望する場合の事務手続き詳細	P. 9
III	各提出書類記載例	P. 11
1	初期消火器具整備費補助金前金払い請求書（第1号様式）	P. 11
2	初期消火器具整備費補助金交付申請書（第4号様式）	P. 12
3	見積書	P. 13
4	初期消火箱仕様書	P. 14
5	スタンドパイプ式初期消火器具仕様書	P. 15
6	初期消火器具整備位置図	P. 16
7	土地使用承諾書	P. 17
8	初期消火器具整備費補助金実績報告書（第11号様式）	P. 18
9	整備後の初期消火器具の写真	P. 19
10	初期消火器具整備収支計算書（第12号様式）	P. 21
11	領収書	P. 23
12	初期消火器具整備費補助金請求書（第14号様式）	P. 24
13	初期消火器具設置依頼書	P. 28
IV	補助対象器材について	P. 32
V	初期消火器具整備費補助事業に関するQ&A	P. 35

I 事業概要

1 概要

自治会町内会が初期消火器具を設置・更新(器材全て又は一部)する費用に対し、補助金を交付します。なお、本事業は初期消火器具整備費補助金交付要綱(令和8年3月30日消予第1989号。以下、「要綱」という。)及び横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号。以下、「規則」という。)の定めるところにより行います。

2 補助対象団体

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- ① 地域に消火栓がある。
- ② 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- ③ 取扱いに関する訓練等を定期的実施できる。

ただし、隣接する複数の自治会町内会で下記の条件を満たす場合は、複数の自治会町内会で1件の申請をすることができます。その場合、申請に係る事務については、代表となる自治会町内会で行っていただくことになります。

- ① 合計世帯数が650世帯※1未満であること。
- ② 関係する自治会町内会すべてが初期消火器具の購入に関する費用を負担していること。
- ③ 関係する自治会町内会すべてが申請することを承諾していること。
- ④ 購入する初期消火器具はスタンドパイプ式初期消火器具とすること。
- ⑤ 申請するすべての自治会町内会が定期的な訓練を実施すること。

※1 横浜市内の平均世帯数を基準とし、650世帯未満としています。

※補助金の交付を受けた自治会町内会は、定期的(年に1回以上)に訓練等を実施してください。

初期消火器具の訓練については、以下の項目について実施してください。

- ア 所有する初期消火器具の設置場所の確認
- イ 格納されている資器材の使用方法及び劣化状況等の確認
- ウ 放水訓練の実施

※放水を伴う訓練の実施が難しい場合は、取扱動画の視聴を実施するなど、放水訓練の代替えとなる取組を実施するようにしてください。

【初期消火器具の取り扱い方法(よこはま防災e-パーク内動画)】

<https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/web-kateibousai-kaji/?q=1148>



※消火栓の操作及び放水を伴う訓練を行う場合は、消防職員又は消防団員の立ち合いが必要ですので、訓練を実施する場合はお住まいの区の消防署所までご連絡ください。

3 補助対象となる器材

補助対象となる初期消火器具は、初期消火箱、スタンドパイプ式初期消火器具及びこれらを構成する器材です。

※補助対象となる初期消火器具の仕様については、P. 32からP. 34までの内容を参照

I 事業概要

4 補助の対象経費

補助の対象経費については、下記の表のとおりです。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の 新規設置又は全部更新^{※1} の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2/3に相当する額（上限20万円/1件）</u>
②	初期消火器具の 一部更新^{※2※3} の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2/3に相当する額（上限7万円/1件）</u>
③	<u>「重点対策地域」に該当する町丁目</u> に初期消火器具を 新規設置 する場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>9/10に相当する額（上限27万円/1件）</u> ※令和7年度から新たに追加された補助メニューになります。

- ※1 全部更新とは、自治会町内会が所有する初期消火器具が、経年劣化等を理由に使用が困難になった場合に同じ場所に新たな初期消火器具を設置することを言います。
- ※2 一部更新とは、自治会町内会が所有する初期消火器具の一部の器材が、経年劣化等を理由に使用が困難になった場合に新たな器材に更新することや、自治会町内会が所有している既存の初期消火箱に追加器材を加えること又は追加器材が収納できない場合に要綱で別表1及び別表2（P32からP34）に掲げる格納箱に更新することを言います。
- ※3 所有している消火栓開閉キーが旧型の場合、新型消火栓の蓋を開けられない可能性があります。既存の初期消火器具直近の消火栓が新型消火栓に変更されている場合は、新型消火栓開閉キーへの更新も一部更新の補助対象としています。

5 補助金の支払い方法について

補助金の支払いは、規則第15条の規定により、整備が完了し、補助額が確定した後に交付することとなります。補助金交付までの流れは以下の通りです。

【通常の補助金請求の流れ】

- ①補助金の交付申請（自治会町内会⇒消防署所）
- ②交付決定通知書の通知（消防署所⇒自治会町内会）
- ③初期消火器具の整備完了
- ④実績報告書を消防署所に提出（自治会町内会⇒消防署所）
- ⑤消防局による履行確認（現地確認含む）
- ⑥補助額の確定通知書を通知（消防署所⇒自治会町内会）
- ⑦請求書を消防署所に提出（自治会町内会⇒消防署所）
- ⑧補助金の振り込み

※適正な請求書を受理した日から30日以内に支払いが行われます。

※事務の詳細な流れについては、P. 5からP. 7をご確認ください。

I 事業概要

ただし、次の条件を満たし、事前に初期消火器具整備費補助金前金払い申請書（第1号様式）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、補助事業の完了前に補助金の交付を受けることができます。

- ①前金払いを希望する自治会町内会の資金状況及び執行予定の分かる書類（事業計画、総会資料等）により、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施できないことが認められること
- ②初期消火器具を1基も所有していない自治会町内会であること

【前金払いを請求する場合の流れ】

- ①前金払いの申請（自治会町内会⇒消防署所）
- ②前金払い承認通知書の通知（消防署所⇒自治会町内会）
- ③補助金の交付申請（自治会町内会⇒消防署所）
- ④交付決定通知書の通知（消防署所⇒自治会町内会）
- ⑤請求書を消防署所に提出（自治会町内会⇒消防署所）
- ⑥補助金の振り込み
- ⑦初期消火器具の整備完了
- ⑧実績報告書を消防署所に提出（自治会町内会⇒消防署所）
- ⑨消防局による履行確認（現地確認含む）
- ⑩補助額の確定通知書を通知（消防署所⇒自治会町内会）

※適正な請求書を受理した日から30日以内に支払いが行われます。

※事務の詳細な流れについては、P. 8 からP. 10をご確認ください。

6 各申請書類等提出先及び申請期間等について

各申請書類等は、下記の期間内にお住いの区の消防署所に提出してください。

それぞれの申請書類を消防署所に提出してから、確認や手続きがすべて終わるまで、概ね1か月ほど、お時間をいただいておりますので、申請書類の提出、初期消火器具の購入については、期限にかかわらずお早めに実施していただくようお願いいたします。

(1) 前金払いの申請について（前金払いを申請する場合）

提出期間：令和8年4月1日（水）から令和8年7月31日（金）まで

(2) 交付の申請について

提出期間：令和8年4月1日（水）から令和8年9月30日（水）まで

※前金払いを希望する自治会町内会は、初期消火器具整備費補助金交付申請書の提出の前に、初期消火器具整備費補助金前金払い申請書を提出する必要があります。

(3) 初期消火器具整備完了時の消防局履行確認について

確認期限：令和8年度内（令和9年3月31日（水）まで）に消防局による履行確認の完了が必要

※年度内に履行確認が完了しなかった場合、補助金を交付することができません。つきましては、年度内に確実に履行確認が完了するよう、業者との初期消火器具の納入時期の調整及び申請書類の作成を行っていただきますようお願いいたします。

I 事業概要

(4) 補助金の請求について（通常申請の場合）

提出期限：初期消火器具交付確定通知を受けてから令和9年4月30日（金）まで

※補助金の支払いは、適正な請求書を受領した日から30日以内に支払いが行われます。

※令和8年度内に補助金の振込を希望する場合は、2月末日までに適正な請求書を提出する必要があります。

※期間を過ぎた場合、補助金の支払いができなくなる可能性がありますので、初期消火器具交付確定通知を受領しましたら、期限にかかわらず、お早めに請求書を提出いただくようお願いします。

【お問合せ先】（各区消防署）

鶴見消防署 (503-0119)	中消防署 (251-0119)	保土ヶ谷消防署 (342-0119)	金沢消防署 (781-0119)	青葉消防署 (974-0119)	栄消防署 (892-0119)
神奈川消防署 (316-0119)	南消防署 (253-0119)	旭消防署 (951-0119)	港北消防署 (546-0119)	都筑消防署 (945-0119)	泉消防署 (801-0119)
西消防署 (313-0119)	港南消防署 (844-0119)	磯子消防署 (753-0119)	緑消防署 (932-0119)	戸塚消防署 (881-0119)	瀬谷消防署 (362-0119)

※申請要件や、書類等のお問合せは、お住いの区の消防署所へご連絡ください。

7 店舗への初期消火器具の設置について

初期消火器具の店舗への設置を希望する場合は、自治会町内会から各店舗に対して、直接の設置依頼やお問合せをする前に、まずは、お住いの区の消防署所にご相談ください。

※場合によっては、消防局が店舗の本社と調整する必要があります。ご希望に添えないこともありますので、ご承知おきください。

(1) 相談受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年7月31日（金）まで

※店舗との調整に時間を要する可能性がありますので、期間が通常の補助金申請期間と異なりますので、お早めにご相談ください。

(2) 相談方法

依頼書に必要事項を記入の上、自治会町内会が属する区の消防署所に提出してください。

※記載例はP. 28を参照

(3) 注意点（設置条件等）

ア 初期消火器具の設置、撤去等に係る費用は、自治会町内会の負担となります。

イ 初期消火器具の設置に起因して生じた損害等は、自治会町内会の責任となります。

ウ 店舗に設置をする場合は、転倒防止策が必要となります。（アンカーを打つなどの転倒防止策はできません。）

8 その他

(1) 交付決定後、初期消火器具の購入を取りやめる場合は、速やかに消防署までご連絡ください。

※取下げができるのは初期消火器具整備費補助金確定通知書を交付される日まで

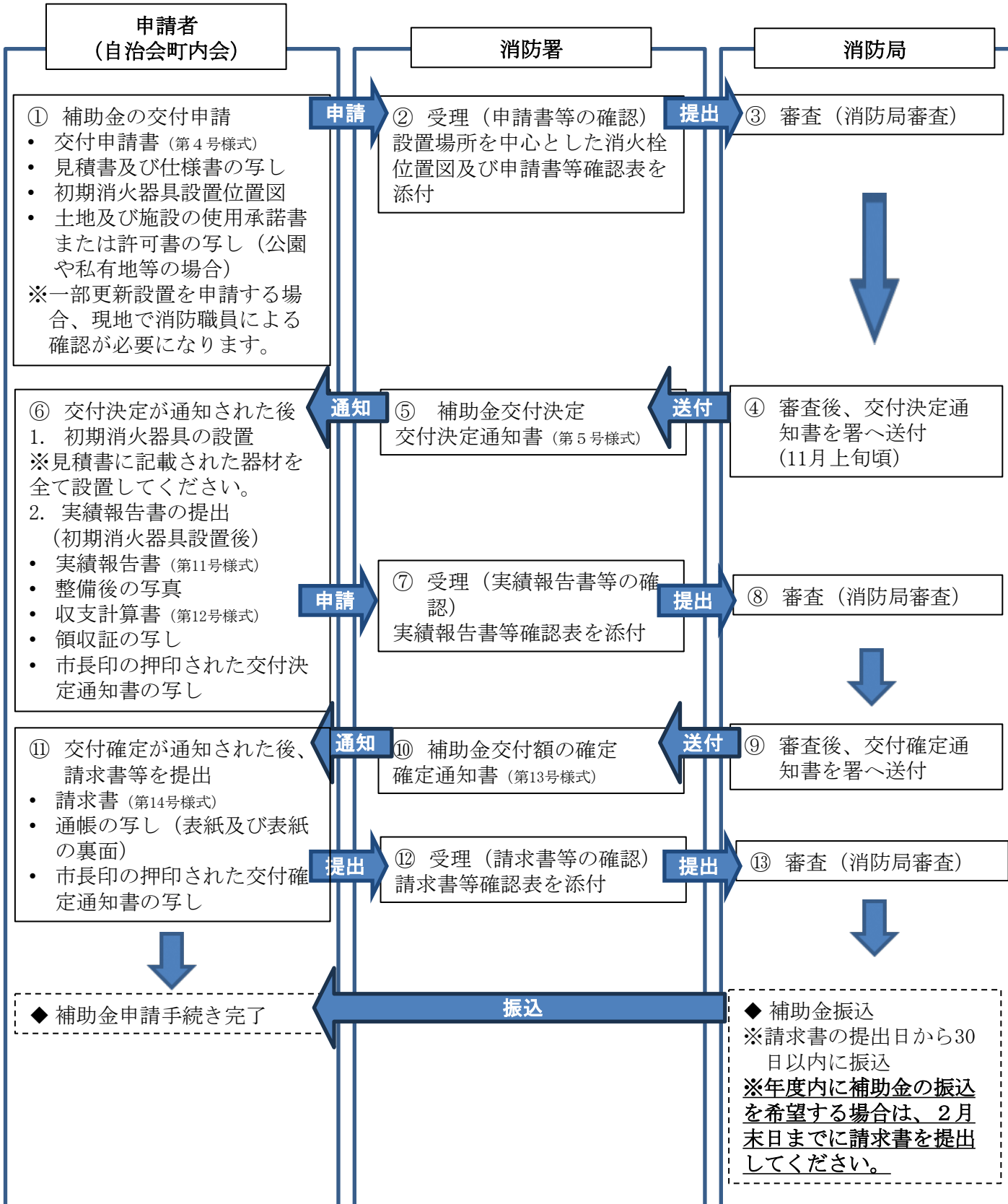
(2) 申請要件を満たしていても、予算の範囲内で補助事業を行いますので、全ての申請に対して補助金の交付ができない場合があります。あらかじめご了承ください。

(3) 補助事業を活用し、各自治会町内会で購入した初期消火器具及び提出した書類の控えや決定通知書等（原本）は、補助金の交付が決定された年度から、10年間保管してください。

(4) 初期消火器具は、火災又は訓練等の防火防災に関する事案以外には使用しないでください。

Ⅱ 事務手続きについて

1 通常申請時の事務手続きについて



Ⅱ 事務手続きについて

2 通常申請時の事務手続き詳細

以下に、初期消火器具整備費補助金を申請する際の事務手続きを示します。

※各書類の記載例は、P. 11からP. 31までの内容をご確認ください。

※申請書類に不備があった場合や印刷等が不鮮明な場合は、再提出をしていただくことがあります。

① 初期消火器具整備費補助金交付申請書（第4号様式）及び添付書類を消防署所へ提出してください。

（自治会町内会⇒消防署所）

【自治会町内会が準備する書類】

初期消火器具整備費補助金交付申請書（第4号様式）※押印は不要です。

見積書及び仕様書の写し

初期消火器具整備位置図

土地又は施設の使用承諾・許可書の写し（公園や私有地等に設置をする場合）

※一部更新の場合は、更新が必要な器具を消防職員立会いのもと、確認してください。また、1回の器材の更新で初期消火器具を使用可能な状態にする必要があります。

② 補助金交付が決定した自治会町内会に対し、初期消火器具整備費補助金交付決定通知書（第5号様式）を送付します。（消防署所⇒自治会町内会）

交付決定については、申請書にご記入いただいた自治会町内会の代表者あてに書面で通知します。

③ 交付決定通知書が通知された後、初期消火器具を整備し、初期消火器具整備費補助金実績報告書（第11号様式）及び添付書類を消防署所に提出してください。（自治会町内会⇒消防署所）

・初期消火器具の整備は、見積書通りに実施をしてください。

※見積書と異なる場合、補助金の交付ができない場合がありますのでご注意ください。

・年度内に履行確認を完了するためには、遅くとも 3月上旬までに整備を完了し、必要書類を消防署所へ提出してください。

・年度内に履行確認が完了しなかった場合、補助金を交付することができません。つきましては、年度内に確実に履行確認が完了するよう、業者との初期消火器具の納入時期の調整及び申請書類の作成を行っていただきますようお願いいたします。

【自治会町内会が準備する書類】

初期消火器具整備費補助金実績報告書（第11号様式）※押印は不要です。

整備後の初期消火器具の写真（整備場所の全景、初期消火器具の外観、資器材の収納状況、資器材内容一覧、補助事業により購入した資器材一覧、消防用ホースの拡大写真（消防用ホースを購入した場合））

初期消火器具整備収支計算書（第12号様式）

整備に要した費用の領収書の写し

市長印が押印された初期消火器具整備費補助金交付決定通知書の写し（第5号様式）

④ 初期消火器具整備費補助金確定通知書（第13号様式）を送付します。（消防署所⇒自治会町内会）

交付確定については、申請書にご記入いただいた自治会町内会の代表者あてに書面で通知します。

Ⅱ 事務手続きについて

⑤ 交付確定通知書が通知された後、初期消火器具整備費補助金請求書（第14号様式）及び添付書類を消防署所へ提出します。（自治会町内会⇒消防署所）

【自治会町内会が準備する書類】

初期消火器具整備費補助金請求書（第14号様式）

通帳の写し（通帳の表紙及び通帳の表紙裏面）

市長公印が押印された初期消火器具整備費補助金確定通知書の写し（第13号様式）

⑥ 請求書で指定の口座に補助金が振り込まれます。

・適正な請求書を消防署所が受理後、30日以内に指定の口座に振り込みが行われます。

※令和8年度内に補助金の振込を希望する場合は、2月末日までに適正な請求書を提出する必要があります。

※振込を指定する口座の口座名義人が申請者と異なる場合、別途書類の作成が必要になる場合があります。

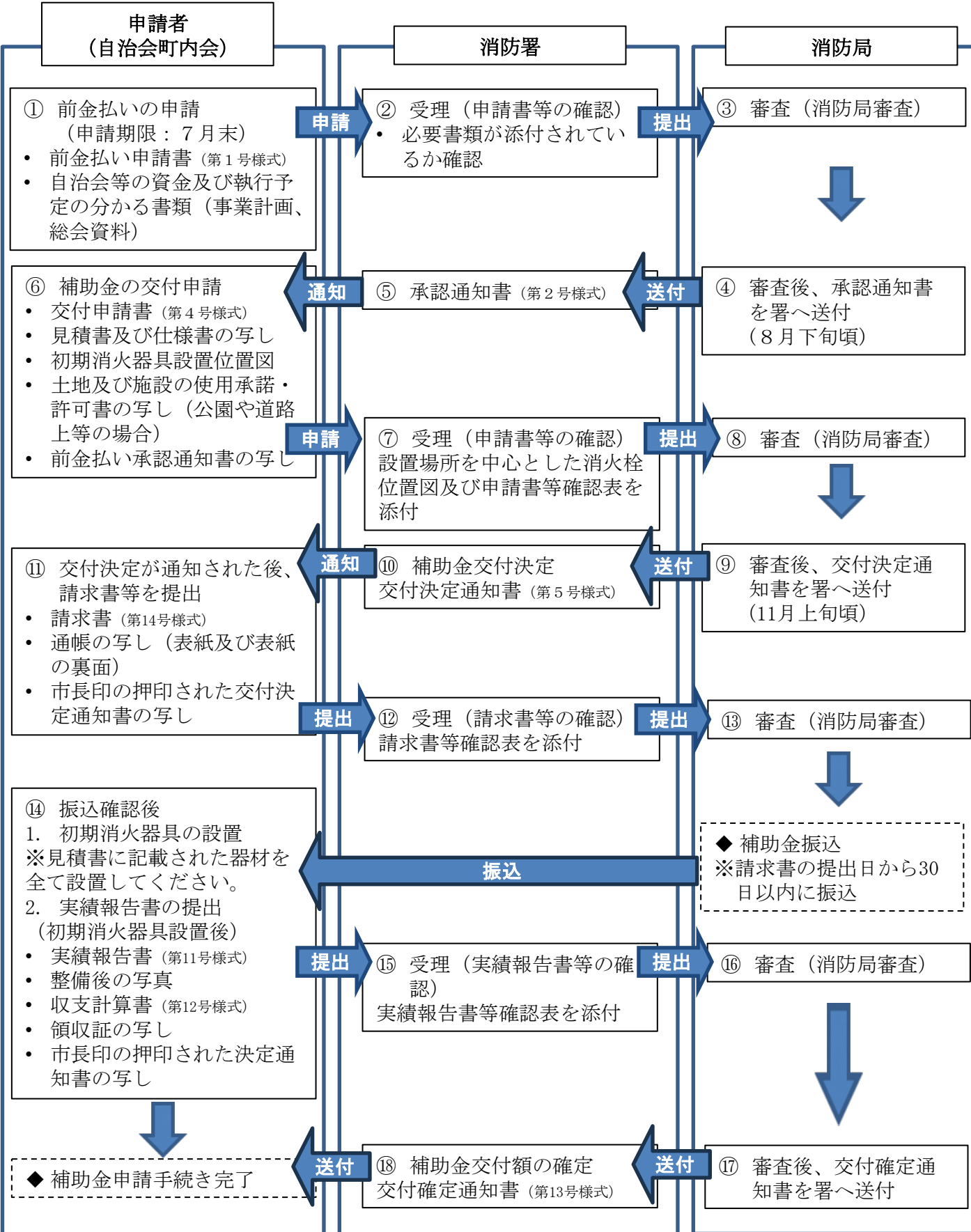
※補助金の請求は、初期消火器具交付確定通知を受けてから令和9年4月30日（金）までです。

※令和8年度の補助金の支払いは、期限にかかわらず、早めに請求を行っていただくようお願いします。（期間を過ぎた場合、補助金の支払いができなくなる可能性があります。）

⑦ 事務手続きは完了です。

Ⅱ 事務手続きについて

3 前金払い申請をする場合の事務手続きについて



Ⅱ 事務手続きについて

4 補助金の前金払いを希望する場合の事務手続き詳細

次の2つの条件を満たし、事前に初期消火器具整備費補助金前金払い申請書（第1号様式）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、補助事業の完了前に補助金の交付を受けることができます。

- ①前金払いを希望する自治会町内会の資金状況及び執行予定の分かる書類（事業計画、総会資料等）により、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施できないことが認められること
- ②初期消火器具を1基も所有していない自治会町内会であること

以下に、前金払いを希望する場合の事務手続きを示します。

※各書類の記載例は、P. 11からP. 31までの内容をご確認ください。

① 前金払い申請書（第1号様式）及び添付書類を消防署所へ提出してください。（自治会町内会⇒消防署所）

次の書類をご用意いただき、自治会町内会が属する区の消防署所にご提出ください。

【自治会町内会が準備する書類】

- 初期消火器具整備費補助金前金払い申請書（第1号様式）※押印は不要です。
- 自治会等の収入及び執行予定の分かる書類（事業計画、総会資料など）
- 見積書及び仕様書の写し

② 記載内容を確認し、前金払いの条件を満たしているか内容を審査します。（消防署所・消防局）

③ 審査後、前金払いの承認が決定した自治会町内会に対し、初期消火器具整備費補助金前金払い承認通知書（第2号様式）を通知します。（消防署所⇒自治会町内会）

※前金払い承認通知書は、前金払いを承認する通知であり、**補助金の交付決定**ではありません。

④ 初期消火器具整備費補助金交付申請書（第4号様式）及び添付書類を消防署所へ提出してください。（自治会町内会⇒消防署所）

【自治会町内会が準備する書類】

- 初期消火器具整備費補助金前金払い承認通知書（第2号様式）
- 初期消火器具整備費補助金交付申請書（第4号様式）※押印は不要です。
- 見積書及び仕様書の写し
- 初期消火器具整備位置図
- 土地又は施設の使用承諾・許可書の写し（公園や私有地等に設置をする場合）

※一部更新の場合は、更新が必要な器具を消防職員立会いのもと、確認してください。または、1回の器材の更新で初期消火器具を使用可能な状態にする必要があります。

⑤ 補助金交付が決定した自治会町内会に対し、初期消火器具整備費補助金交付決定通知書（第5号様式）を送付します。（消防署所⇒自治会町内会）

交付決定については、申請書にご記入いただいた自治会町内会の代表者あてに書面で通知します。

Ⅱ 事務手続きについて

- ⑥ 交付決定通知書が通知された後、初期消火器具整備費補助金請求書（第14号様式）及び添付書類を消防署所へ提出してください。（自治会町内会⇒消防署所）

【自治会町内会が準備する書類】

- 初期消火器具整備費補助金請求書（第14号様式）
- 通帳の写し（通帳の表紙及び通帳の表紙裏面）
- 市長公印が押印された初期消火器具整備費補助金決定通知書の写し（第5号様式）

- ⑦ 請求書で指定の口座に補助金が振り込まれます。

・適正な請求書を消防署所が受理後、30日以内に指定の口座に振り込みが行われます。

- ⑧ 口座に補助金が振り込まれたことを確認した後、初期消火器具を整備し、初期消火器具整備費補助金実績報告書（第11号様式）及び添付書類を消防署所に提出してください。（自治会町内会⇒消防署所）

・初期消火器具の整備は、見積書通りに実施をしてください。

※見積書と異なる場合、補助金の交付ができない場合がありますのでご注意ください。

・年度内に履行を確認するため、遅くとも、3月上旬までには整備の完了、実績報告をしてください。
・年度内に履行確認が完了しなかった場合、補助金を交付することができません。つきましては、年度内に確実に履行確認が完了するよう、業者との初期消火器具の納入時期の調整及び申請書類の作成を行っていただきますようお願いいたします。

・初期消火器具を整備後、次の書類をご用意いただき、消防署所に提出してください。

【自治会町内会が準備する書類】

- 初期消火器具整備費補助金実績報告書（第11号様式）※押印は不要です。
- 整備後の初期消火器具の写真（整備場所の全景、初期消火器具の外観、資器材の収納状況、資器材内容一覧、補助事業により購入した時期剤一覧、消防用ホースの拡大写真（消防用ホースを購入した場合））
- 初期消火器具整備収支計算書（第12号様式）
- 整備に要した費用の領収書の写し
- 市長印が押印された初期消火器具整備費補助金交付決定通知書の写し（第5号様式）

※補助金の交付決定後は、速やかに初期消火器具を整備し、実績報告書を提出してください。

- ⑨ 初期消火器具整備費補助金確定通知書（第13号様式）を送付します。（消防署所⇒自治会町内会）
交付確定については、申請書にご記入いただいた自治会町内会の代表者あてに書面で通知します。

- ⑩ 事務手続きは完了です。

第1号様式（第5条第3項）

令和8年〇月〇日

横浜市長 山中 竹春

団体名 横消自治会
 住所 横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地20
 代表者職・氏名 会長 横浜 太郎
 電話 045 (334) 6406

初期消火器具整備費補助金前金払い申請書

初期消火器具を整備するため、初期消火器具整備費補助金交付申請書を提出するにあたり、補助金の前金払いを希望しますので、関係書類を添えて申請します。

1 前金払い申請理由

当自治会は、初期消火器具を1基も所有しておらず、整備を早急に進める必要がありますが、自治会の規模が小さく、持ち出し予算も確保できないため、申請を行います。

2 予定する整備種別（該当箇所に✓）

初期消火箱 スタンドパイプ式初期消火器具

3 予定する整備内容（該当箇所に✓）

新規設置 全部更新 一部更新

4 整備予定場所

保土ヶ谷 区 川辺町2番地20 横浜市消防局本部庁舎

※整備内容が新規設置かつ整備予定場所が、横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める重点対策地域の場合

整備予定場所の住所が重点対策地域に該当する町丁目である。

5 整備費用予定総額

300,000 円

6 補助申請予定額

200,000 円

7 添付書類

- 自治会等の収入及び執行予定の分かる書類（事業計画、総会資料等）
- 見積書の写し

第4号様式（第7条第2項）

令和8年〇月〇日

横浜市長 山中 竹春

団体名 横消自治会
 住所 横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地20
 代表者職・氏名 会長 横浜 太郎
 電話 045 (334) 6406

初期消火器具整備費補助金交付申請書

初期消火器具を整備するため、初期消火器具整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び初期消火器具整備費補助金交付要綱を遵守します。

1 整備種別（該当箇所に✓）

初期消火箱 スタンドパイプ式初期消火器具

2 整備内容（該当箇所に✓）

新規設置 全部更新 一部更新

3 整備場所

保土ヶ谷 区 川辺町2番地20 横浜市消防局本部庁舎

※整備内容が新規設置かつ整備場所が、横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める重点対策地域の場合

整備場所の住所が重点対策地域に該当する町丁目である。

4 整備費用総額

300,000 円

5 補助申請額

200,000 円

6 整備場所周辺の状況等

- 地域に消火栓がある（初期消火箱の場合 直近___mに消火栓あり）
- 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある
- 定期的に訓練を実施する

7 添付書類

- 見積書の写し
- 初期消火器具整備位置図
- 土地及び施設の使用承諾・許可書等の写し

Ⅲ 各提出書類記載例

見積書 記載例 ※業者に見積書を依頼する際に参考にしてください。

No. _____

令和8年〇月〇日

御 見 積 書

横消自治会 会長 横浜 太郎 様

納入場所：横浜市内御指定場所

納入期限：契約決定日から〇日以内

見積書有効期限：令和8年度内

株式会社〇〇防災
 代表取締役 〇〇 〇〇 
 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地
 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
 担当 △△ △△

件名：スタンドパイプ式初期消火器具

見積金額： 300,000 円 (税込)

品名：規格	数量	単位	単価	合計	備考
スタンドパイプ式初期消火器具					
消防用ホース	4	本	¥〇〇〇	¥〇〇〇	
管そう	1	本	¥〇〇〇	¥〇〇〇	
可変ノズル	1	個	¥〇〇〇	¥〇〇〇	
スタンドパイプ	1	本	¥〇〇〇	¥〇〇〇	
媒介金具	1	個	¥〇〇〇	¥〇〇〇	
消火栓開閉キー	1	本	¥〇〇〇	¥〇〇〇	
台車	1	台	¥〇〇〇	¥〇〇〇	
収納袋	1	枚	¥〇〇〇	¥〇〇〇	
各器材の規格は別添仕様書に示すものとする。					
以下余白					
			合計	¥300,000	

備考

土地 使用 承諾 書

横消自治会

会長 横浜 太郎 様

私が所有する横浜市〇〇区〇〇町〇番地〇の土地を初期消火器具の
設置場所として使用することを承諾します。

令和〇年〇月〇日

住所 横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地〇

氏名 消防 花子 (印)

※特定の様式はありませんが、道路への設置等所定の様式が定まっている場合は、申請先の
指定する様式を使用するようにしてください。

第11号様式（第11条第1項第1号）

令和8年2月1日

横浜市長 山中 竹春

団体名 横消自治会
住所 横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地20
代表者職・氏名 会長 横浜 太郎
電話 045 (334) 6406

初期消火器具整備費補助金実績報告書

初期消火器具の整備が完了しましたので、関係書類を添付して報告します。

- 1 整備完了年月日
令和8年1月31日
- 2 整備に要した費用総額
300,000円
- 3 添付書類
 - 設置後の初期消火器具の写真
 - 初期消火器具整備収支計算書（第12号様式）

横消自治会 スタンドパイプ式初期消火器具整備状況

①整備場所の全景及び③資機材の収納状況



②初期消火器具の外観



④資器材内容一覧



⑤補助事業により購入した資器材一覧



⑥消防用ホースの拡大写真



横消自治会 初期消火器具整備状況

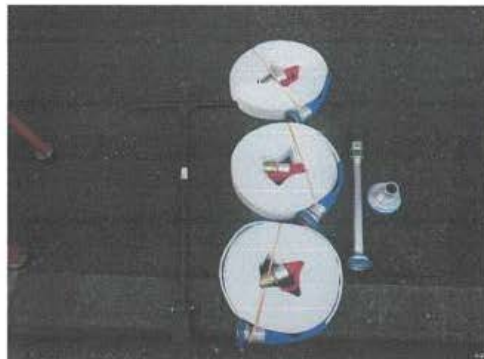
①整備場所の全景及び②初期消火器具の外観



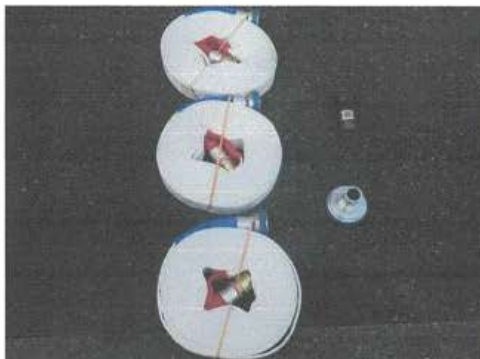
③資器材の収納状況



④資器材内容一覧



⑤補助事業により購入した資器材一覧



⑥消防用ホースの拡大写真



第12号様式（第11条第1項第2号）

初期消火器具整備収支計算書

1 収入

項目	予算額	決算額	説明
自治会費	100,000円	100,000円	
補助金	200,000円	200,000円	
収入計	300,000円	300,000円	

2 支出

項目	予算額	決算額	説明
スタンドパイプ式 初期消火器具	300,000円	300,000円	
支出計	300,000円	300,000円	

3 添付書類

- 整備に要した費用の領収書の写し

第12号様式（第11条第1項第2号）

初期消火器具整備収支計算書

1 収入

項目	予算額	決算額	説明
自治会費	46,600円	46,600円	
補助金	70,000円	70,000円	
収入計	116,600円	116,600円	

2 支出

項目	予算額	決算額	説明
初期消火箱の器材 を一部更新	116,600円	116,600円	消防用ホース×3 媒介金具×1 可変噴霧ノズル×1
支出計	116,600円	116,600円	

3 添付書類

- 整備に要した費用の領収書の写し


Ⅲ 各提出書類記載例

領収書 記載例 ※業者に領収書を依頼する際に参考にしてください。

【領収書（新規設置又は全部更新の場合）】

領 収 書	
	No. 令和8年1月31日
横消自治会 会長 横浜 太郎 様	
¥ 300,000	
但し、スタンドパイプ式初期消火器具として、 上記の金額正に領収いたしました。	
株式会社〇〇防災 〒〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	
	

【領収書（一部更新の場合）】

領 収 書	
	No. 令和8年1月31日
横消自治会 会長 横浜 太郎 様	
¥ 116,600	
但し、初期消火箱の器材一部更新代として、 上記の金額正に領収いたしました。	
株式会社〇〇防災 〒〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	
	

第14号様式（第13条第1項）

令和8年2月28日

横浜市長 山中 竹春

団体名 横消自治会
 住所 横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地20
 代表者職・氏名 会長 横浜 太郎 印
 電話 045 (334) 6406

初期消火器具整備費補助金請求書

令和8年〇月〇日消予第〇〇〇〇号で確定通知のありました補助金について、次のとおり請求します。

1 補助金の請求額

200,000 円

2 振込先金融機関・口座

金融機関名称	〇〇	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	〇〇	支店 出張所 支所
預金種類	普通預金・当座預金			
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇			
フリガナ	ヨコシヨウジチカイ カイチヨウ ヨコハマ タロウ			
口座名義人	横消自治会 会長 横浜 太郎			

※口座番号の確認のため、通帳の写しを添付してください。

※請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

※口座名義人が代表者以外の場合のみ、下記に記入してください。

上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者職・氏名 _____ 印

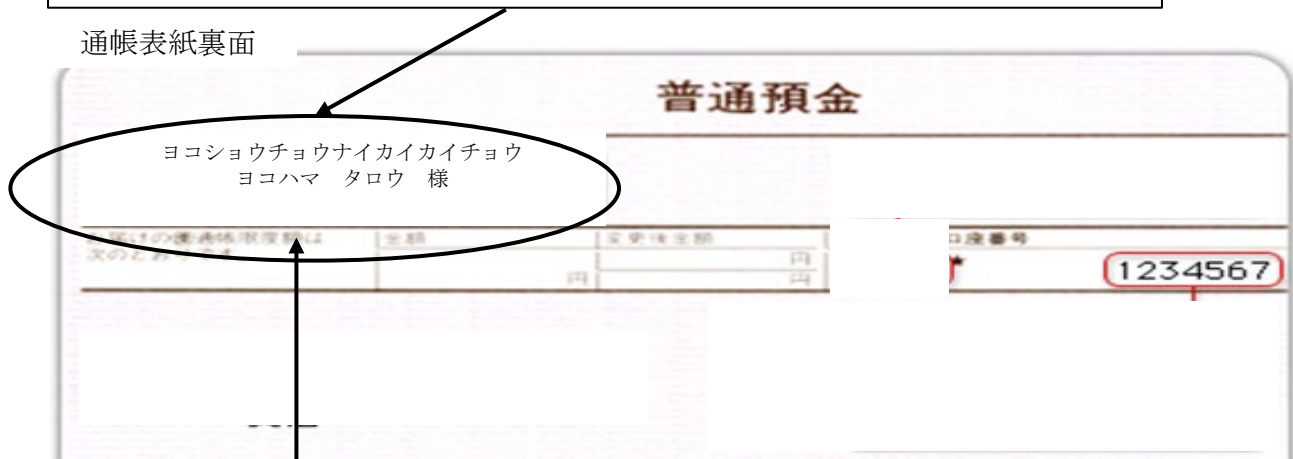
Ⅲ 各提出書類記載例

通帳の写し提出時の注意点

- ・請求書の記載内容が通帳の写しと同一の内容であるか確認してください。
- ・通帳の写しは表紙及び表紙の裏面を添付してください。
- ・通帳の写しが不鮮明で分かりにくいものがありますので、はっきりと認識できるものを添付してください。

請求書の口座名義人フリガナ部分に記載するのはこの部分です。

通帳表紙裏面



※記載が異なる場合があります。

記載が異なる場合は以降のページを確認してください。

通帳表紙

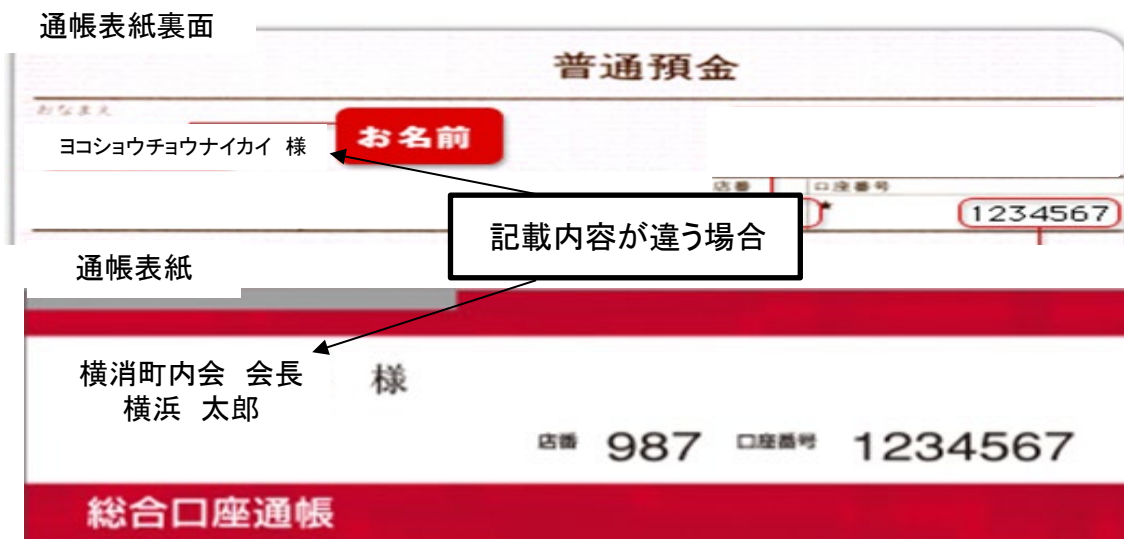


Ⅲ 各提出書類記載例

通帳の写し提出時の注意点

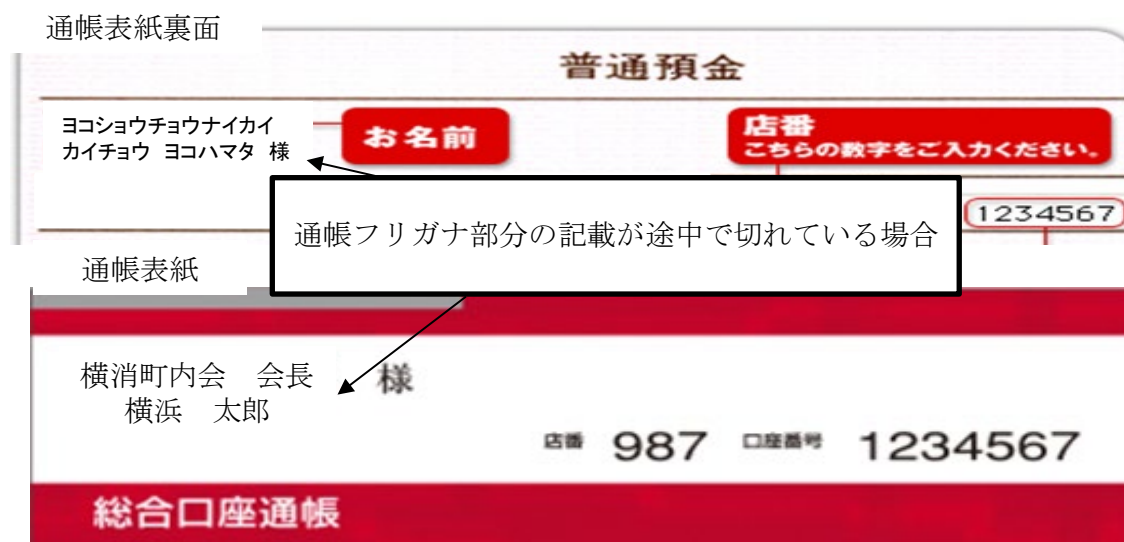
- ・請求書の口座名義人の部分は通帳のフリガナ部分と同一にしてください。
- ・通帳の表紙裏面のフリガナ部分に合わせてください。

【例1】通帳の表紙裏面のフリガナ部分と表紙の漢字部分が違う場合



上記のような場合、請求書のフリガナ部分は「ヨコシヨウチョウナイカイ」と記載し、口座名義人部分については「横消町内会」と記載してください。

【例2】通帳のフリガナ部分が途中で切れている場合（名前の部分で切れている場合）



上記のような場合、請求書のフリガナ部分は「ヨコシヨウチョウナイカイカイチョウヨコハマタ」と記載し、口座名義人部分については「横消町内会 会長 横浜 太郎」と記載してください。

Ⅲ 各提出書類記載例

通帳の写し提出時の注意点

【例3】通帳のフリガナ部分が途中で切れている場合（自治会町内会名の部分で切れている場合）

通帳表紙裏面

The image shows two parts of a passbook. The top part is the back cover, titled '普通預金' (Ordinary Savings). It has a red header with 'お名前' (Name) and '店番' (Branch Number). The name field contains 'ヨコシヨウチヨウ 様' (Yokoshyouchyohu). The branch number field contains '987' and '口座番号' (Account Number) '1234567'. The bottom part is the front cover, titled '総合口座通帳' (General Account Passbook). It has a red header with '横消町内会 会長' (Yokoshyochinukai Chairman) and '横浜 太郎' (Yokohama Taro). A red box with the text '記載内容が違う場合' (When the recorded content is different) points to the name '横消町内会' on the front cover, which is cut off in the image. An arrow also points from the name 'ヨコシヨウチヨウ' on the back cover to the name '横消町内会' on the front cover.

上記のような場合、請求書のフリガナ部分は「ヨコシヨウチヨウ」と記載し、

口座名義人部分については「横消町内会」と記載してください。

※別途、口座名義を証明する書類が必要になる場合があります。

※ゆうちょ銀行の場合は、口座番号（7桁）と支店名（数字3桁）が他の銀行と別の箇所に記載されていますので、確認時注意してください。

※フリガナについて「ジチカイ」と口座登録している団体と、「ジジカイ」と口座登録している団体があり、読み方が異なると振込ができないことがありますので、注意してください。

初期消火器具設置依頼書 記載例（店舗への設置を希望する場合）

様式 1

令和 8 年 ○ 月 ○ 日

団体名 横消自治会

住所 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2 番地 20

代表者 職・氏名 会長 横浜 太郎

電話番号 045 (334) 6406

(常時連絡が取れる電話)

初 期 消 火 器 具 設 置 依 頼 書

1 設置店舗

店舗名：コンビニエンスストア横浜 横浜消防本部庁舎前店

住所：横浜市

2 設置消火器具の概要

(1) 既存・新規購入について で囲ってください。

既存 現在の設置場所

新規 今年度補助申請 (○で囲ってください) する・ しない

(2) 設置消火器具の形式 (写真可)

スタンドパイプ式初期消火器具 (別添写真 1 及び 2 参照)

(3) 転倒防止策 (図面添付)

据え置き式 (工事不要) で転倒防止策が図られている。(詳細は別添写真 3 参照)

(4) 収納箱の寸法 (図面添付)

奥行き 550 ミリメートル

幅 700 ミリメートル

高さ 1300 ミリメートル

別添写真 1

スタンドパイプ式初期消火器具格納箱



別添写真2

スタンドパイプ式初期消火器具 格納箱画像



別添写真3

スタンドパイプ式初期消火器具格納箱、転倒防止策画像



※転倒防止策と致しましては、格納箱の下に敷いたコンクリートブロックにアンカーを打ち、格納箱と固定いたします。

別表 1

初期消火箱仕様

器 材	仕 様	
消防用ホース	40mm×20m又は40mm×15m若しくは50mm×20mのいずれかとし、使用圧力0.9MPa以上の消防用ゴム引きホースで、消防用ホースの技術上の規格を定める省令に適合するものとする。	
筒先	管そう	40A又は50A、差込式 ただし、50Aの場合は、取っ手付とする。
	可変ノズル	直状、噴霧（約120° 噴霧までの展開角度）、シャットが可能なものとする。 40A又は50A筒先に取付可能なものとする。
媒介金具	差込異径媒介 （受け口65mm、差し口40mm又は50mm）	
消火栓蓋開閉キー	別図参照 ※同等品も可	
格納箱	片開き、鍵がかけられる構造で、全ての器材が収納できる大きさとする。 本体の正面に白文字で初期消火箱とわかる表示をするものとし、自治会町内会名を表示することができるものとする。	

※記載されている仕様以外の資器材は補助の対象外となります。

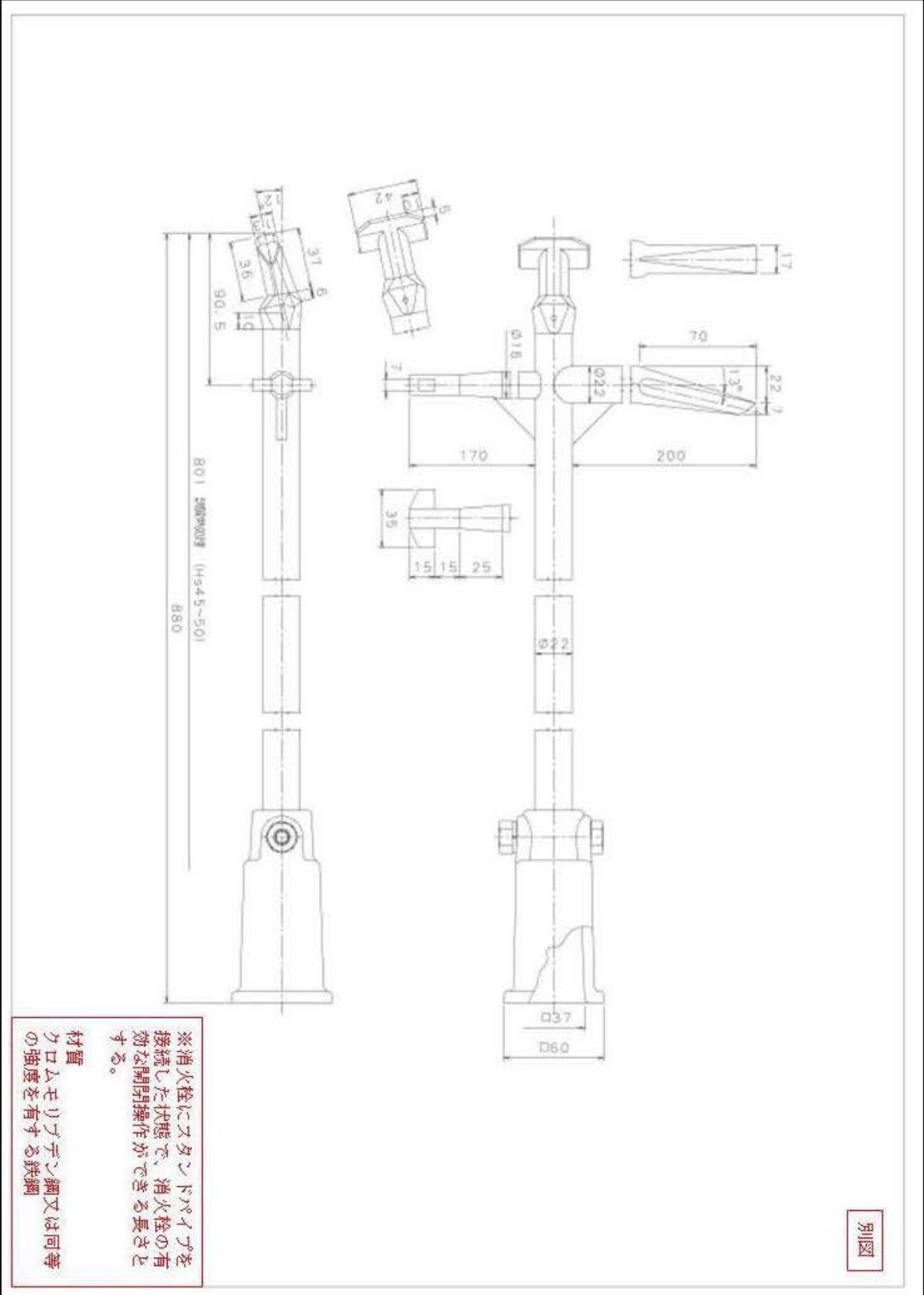
スタンドパイプ式初期消火器具仕様

器 材	仕 様	
消防用ホース	40mm×20m又は40mm×15m若しくは50mm×20mのいずれかとし、使用圧力0.9MPa以上の消防用ゴム引きホースで、消防用ホースの技術上の規格を定める省令に適合するものとする。	
筒先	管そう	40A、又は50A差込式 ただし、50Aの場合は、取っ手付とする。
	可変ノズル	直状、噴霧（約120° 噴霧までの展開角度）、シャットが可能なものとする。 40A又は50A筒先に取付可能なものとする。
スタンドパイプ	単口引き上げ式（レバー付きも可とする）、口径65mm 消火栓接続時、消火栓蓋開閉キーの操作に支障のない高さのものとする。	
媒介金具	差込異径媒介 （受け口65mm、差し口40mm又は50mm）	
消火栓蓋開閉キー	別図参照 ※同等品も可	
台車	台車は、容易に移動ができる重量の金属製とし、ゴム車輪左右付にて上記すべての品目が積載できるものとする。 ゴム車輪の大きさは、道路縁石の段差（10cm程度）が容易に乗り越えられる形状のものとする。 各資器材は運搬時や保管時に外れないよう固定できるものとする。 下記格納箱が台車の機能を有する場合は、台車は設けず、格納箱を台車として運用することができるものとする。	
格納箱又は収納袋	<p>【格納箱】</p> <p>片開き、鍵がかけられる構造で、台車に各器材が積載された状態で収納することができる大きさのものとする。 本体の正面に白文字でスタンドパイプ式初期消火器具とわかる表示をするものとし、自治会町内会名を表示することができるものとする。</p> <p>【収納袋】</p> <p>正面にスタンドパイプ式初期消火器具とわかる表示をするものとし、自治会町内会名を表示できるものとする。</p>	

※記載されている仕様以外の資器材は補助の対象外となります。

IV 補助対象器材について

消火栓蓋開閉キー別図



V 初期消火器具整備費補助事業に関するQ&A

Q 押印する際の印鑑は何を押せばいいですか？

A 印影は自治会町内会長の印又は会長の個人印を押印してください。
代表者以外の私印や自治会町内会等の団体印では書類を受理できませんのでご注意ください。

Q 訂正がある場合に押印する際の印鑑は何を押せばいいですか？

A 印影は自治会町内会長の印又は会長の個人印を押印してください。

Q 訂正の方法を教えてください。

A ① 文字を修正する場合
修正箇所を二重取消し線で消した後、自治会町内会長の印又は会長の個人印を押印し、空きスペースに正しい文字を記入します。

※訂正印は請求書に押印する印と同じものにしてください。

火

【例】消~~火~~ ← ここに押印してください。

② 印鑑を修正する場合

修正する印の上に、その印を少し重ねて押印し、新たな印を別に押印します。

【例】

横
浜

横
浜

Q 提出の期限はいつまでですか？

A P. 3からP. 4をご覧ください。

Q 補助対象の器材を教えてください。

A P. 32からP. 34に記載されている仕様による器材のみが補助対象です。
記載されている仕様以外の資器材は補助の対象外となります。

Q 自治会町内会が所有している建物や土地以外の場所に初期消火器具を設置する場合は土地及び施設の使用承諾書は必要ですか？

A 必要です。
特定の様式はありませんが、道路への設置等所定の様式が定まっている場合は、申請先の指定する様式を使用するようにしてください。

Q 提出する領収証は写しでいいですか？

A 領収証の写しを提出し、原本は各団体で保管してください。
見積書や仕様書についても写しを提出してください。

Q 補助金で購入した初期消火器具は何年保管すればいいですか？

A 10年間です。
また、日頃から定期的に点検及び訓練を実施し、適正な維持管理に努めてください。

Q 既存の初期消火器具を更新する場合の撤去費は補助対象ですか？

A 補助対象外です。

V 初期消火器具整備費補助事業に関するQ&A

Q 申請書等の様式はホームページからダウンロードできますか？

A 申請書等の様式は横浜市のホームページからダウンロードできます。
また、お近くの消防署所でも受け取ることができます。

Q 設置工事費は補助対象ですか？

A 補助対象です。
ただし、一部更新の場合は格納箱の更新が必要な場合に限りです。

Q 請求書の口座名義人欄には、どのように記入すればいいですか？

A 補助金の振込先としてご指定になる金融機関口座名義を正確にご記入ください。
名義相違等により振込できないことがありますので、預金通帳の表紙をめくった1ページ目に記載されている情報を漏れなく記入してください。

Q 請求書のフリガナは必ず記入しなければならないですか？

A 振込にあたってはフリガナは大変重要です。
一例として「自治会」を「ジチカイ」として口座登録している団体と、「ジジカイ」として登録している団体があり、読み方が異なると振込ができないことがあります。

Q 旧型消火栓蓋開閉キーから新型消火栓蓋開閉キーへの更新は補助対象ですか？

A 既存の初期消火器具直近の消火栓が新型消火栓に変更されている場合は、新型消火栓蓋開閉キーへの更新も補助対象としています。

Q 道路上や公園等にすでに設置されている初期消火器具を全部更新又は一部更新する場合に土地及び施設の使用承諾・許可書等の写しは必要ですか？

A 既に設置されている初期消火器具でも、設置許可をとらずに設置している場合もありますので、設置許可書の添付をお願いします。

Q 一部更新で既に収納されているホースの更新と併せて、新たにホースを追加購入した場合は補助の対象となりますか？

A 原則は既に収納されているホースで使用できないものを交換する形になりますが、すでに収納されているホースの本数が少ない場合は、収納されているホースの更新と合わせて追加することができます。
その際、ホースの本数が全部で3本以上5本以下となるように更新を行ってください。

【例1】既存のホースが2本で更新を行う場合

→既存のホース2本の更新と合わせて、1本追加で購入をしていただき、合計3本とする必要があります。
この際のホース3本の更新費用が補助対象となります。

【例2】既存のホースの本数が3本であるが追加をしたい

→既存のホースと合わせて5本までが補助対象となるため、2本追加できます。
この際のホース2本の更新費用が補助対象となります。

Q 65mmホースを一部更新する場合に、40mmホース又は50mmホースに変更することはできますか。

A 要綱の仕様にあわせて、40mmホース又は50mmホースへの更新をお願いします。

V 初期消火器具整備費補助事業に関するQ&A

Q 65mmホースの更新が必要な場合、筒先や媒介金具も更新する必要があるが、補助対象になりますか。

A 補助対象です。

Q 一部更新でホースを更新する場合、不要になったホースの廃棄費用は補助対象ですか。

A 補助対象外です。

Q 自治会町内会が横浜市から借用している土地に初期消火器具を設置する場合に土地使用承諾書又は許可証は必要ですか。

A 必要です。
ただし、自治会町内会館の場合、土地使用承諾書又は許可証の写しを省略することができます。

※自治会町内会館への設置であっても、許可が出ているかが曖昧な場合などには、土地使用承諾書又は許可証の写しの提出を求めることがあります。

Q 複数の所有者がいる私有地に初期消火器具を設置する場合、土地及び施設の使用承諾書又は許可証の写しはどうすればいいですか？

A 初期消火器具を設置する土地を所有している全ての所有者からの承諾書又は許可証が必要になります。

Q 年度内に補助金を振り込んでもらうためには、いつまでに請求書を提出すればいいですか？

A 適正な請求書が提出されてから30日以内の振込となるので、2月末日までに適正な請求書を提出してください。

Q 所有している初期消火器具の更新が必要かどうかを判断する時の判断基準は？

A 所有している資器材のさびやホースの耐用年数（概ね10年）等の劣化状況を確認し、更新が必要か判断してください。また、ご自身で判断ができない場合は、お近くの消防署所にご相談ください。

Q 初期消火器具の購入はどこ業者で行えばいいですか？

A 地域の防災業者等を自治会町内会で探していただき、購入してください。

※申請要件や、書類の記載方法、申請内容のご相談などありましたら、お住いの区の消防署所までご相談ください。